

平成18年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成18年9月22日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成18年9月22日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第9号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第11号 平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第12号 平成17年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について
- 日程第13 認定第13号 平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

について

- 日程第16 議案第3号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第4号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第5号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第6号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第7号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第8号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第9号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第10号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第24 議案第11号 平成17年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分について
- 日程第25 議案第35号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第26 議案第36号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第27 議員派遣の件について
- 日程第28 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第5 認定第5号 平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第9号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第11号 平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第12号 平成17年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について
- 日程第13 認定第13号 平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第3号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第4号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第5号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第6号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第7号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第8号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第22 議案第9号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第10号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第24 議案第11号 平成17年度周防大島町公営企業局事業剰余金処分について
- 日程第25 議案第35号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第26 議案第36号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第27 議員派遣の件について
- 日程第28 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(25名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君 議事課長 木元 真琴君

書記 河井 敏博君

書記 平田富久代君

書記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	財政課長	奈良元正昭君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
環境生活部長	村田 章文君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	河村 常和君		

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。それでは、昨日、21日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第1．認定第1号

日程第2．認定第2号

日程第3．認定第3号

日程第4．認定第4号

日程第5．認定第5号

日程第6．認定第6号

日程第7．認定第7号

日程第8．認定第8号

日程第9．認定第9号

日程第10．認定10号

日程第11．認定第11号

日程第12．認定第12号

日程第13．認定第13号

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、認定第 1 号平成 1 7 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 3 認定第 1 3 号平成 1 7 年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの 1 3 議案を一括上程し、これを議題とします。

9 月 8 日の本会議において、所轄の常任委員会に分割付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、1 3 議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。土手総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9 月 1 1 日、委員 1 0 名の出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部からの説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第 1 号及び認定第 1 0 号から認定第 1 1 号並びに認定第 1 3 号については、全件とも全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順にそって、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、教育委員会について。教育総務費では、委員より、耐震強度診断での不適格校の対応について、どうするか、との質問に、昭和 5 6 年以前の建物については、改築か耐震改修のいずれかを行う必要がある。

国の方針は、改築より耐震補強工法でという方向性である。今後の統廃合の方向性を見て判断せざるを得ないと思っている。との回答でありました。

また、遠距離通学の補助対象についての質問に対し、小学校児童が 4 キロメートル、中学校生徒が 6 キロメートルを原則としているが、合併前の経緯もあり、旧 4 町の地域指定を踏襲している。遠距離通学対象はバスの運行があるところで通学費を出しているが、バス運行のないところでは、スクールバス運行で対応している。

今後、統廃合が検討される中、基準制度は必要と思われる。との答弁でありました。

そのほか、スクールカウンセラーについて、小学校の英語教育の取り組みについて、などの質疑もありました。

次に、社会教育費では、文化を高める会の今後の方針について、の質問があり、平成 1 8 年度から町で一本化し文化振興会を設立する予定である。構成委員は、地区バランスを考慮し、旧町より各 4 名を予定している。

運営経費として、町からの補助金 1 0 0 万円と会費を予定している。との答弁でありました。

また、委員より、給食センターの委託化による経費節減を図る考えはあるか。との質問に、平

成20年から23年3月にかけて退職者が出るので、それにより順次委託化を進める予定である。退職に伴う新規の職員は補充しない。との答弁でありました。

そのほか、民俗資料館の今後について、社会教育指導員の勤務内容について、4図書館の司書の配置と蔵書について、などの質疑もありました。

次に、総務課関係では、交通安全対策費に関して、委員より、町の交通指導員の選出とその算出根拠、また、警察との関係についての質問に対して、現在、町の交通指導員として13人を委嘱している。旧大島が4人、久賀が3人、東和が3人、橘が1名であり、旧町の交通指導員をそのまま引き継いでいる。金額もそのままである。また、指導員として警察署が委嘱するものと、公安委員会が委嘱するものがあります。との回答でありました。

消防費では、委員から消防団員制度を将来的にどう考えていくのか。訓練をやっても手当が出ない。金がないから訓練等は減していく傾向になっているように見受けられる。大事なところに金を惜しんでいるように思えるが。との質問に対して、総務省は、消防団員をふやすよう進めている。また、その中で婦人の消防団への入団についても力を入れている。これは大規模災害に備えての後方支援や家庭内の火災の減少といった意味も含めてである。

周防大島町においては、972名という定員がある。女性消防団員は現在数名いるが、今のところ定数の増加については考えていない。

また、訓練について、18年度は、各支部団ごとに予算配分し、その中で計画を立てて訓練を実施していただくようお願いしており、訓練をしない、金を出さないということではない。との答弁がありました。

また、東和地区分団での訓練時にポンプが動かないことがあった。そのあたりの対処はどうなっているのか。との質問に対し、ポンプの関係は、それぞれの団員にお支払いしている報酬の中で、常日ごろから点検していただくようお願いしている。また、日常点検をされていることが基本であると思っています。との回答でありました。

そのほか、町営駐車場についてや交通災害共済についてなどの質疑もありました。

次に、政策企画課関係では、委員より、高等学校活性化支援補助金は、各校の要望どおりの額であったか。さらに自治会振興奨励金は減額されているが、今後どうなるのか。減額するのであれば何パーセント下がるのか。との質疑に対し、高等学校活性化支援補助金は、当初予算額は700万円、3校ともに要望どおりの助成をしている。なお、18年度はこの補助金は廃止いたしました。

自治会奨励金は、平成20年度を目途に年々減額していく予定であり、均等割については17年度2万5,000円、18年度2万円、19年度1万5,000円、20年度1万円となる見込みであります。との回答でありました。

また、公共事業再評価委員会について、事業費と事業実施期間の見直しを行っているということだが、その意見書の効果はどのようになるのか。との質問に対して、再評価委員会には、あらかじめ町が再評価に対する対応方針案を作成し委員会に提出することになっている。委員会においてその対応方針案が妥当だという意見をいただければ、町としてはその方針どおりに進め、県や国に計画変更等を申し出ることになる。との説明でありました。

これを受け、委員より、今後も財政状況から公共事業の見直しは積極的に取り組む必要があると思う。議会に報告はされているが、事前に議会に対してもその辺の相談をいただきたいとの要望意見がなされました。

そのほかでは、地産地消に関しては、18年度より所管を農林課へ移しての取り組みを行っていくとの説明がありました。

渡船事業特別会計では、委員より、渡船の運行を民間委託するとの考えはないか。また、人件費に対する補助制度はあるのか。との質問に対して、執行部より、以前民間で行なわれていたものが町営に移行した例もあり、欠損額が多いことを考えると民間へ移行ということは困難な状態と思われる。人件費は補助対象となる、との回答でありました。

そのほか、船員の運行時間外の就業状況についての質疑もありました。

財政課関係では、委員より、合併前は地方交付税については早く合併すれば減らないという話であったように聞いたが、実際にはどういう状況なのか。との質問に、本年について申し上げると約71億円予算計上しているが、周防大島町として本来交付される額は約60億円で11億円程度少ない。

合併前の旧4町がもっていた平成16年度の交付税を10年間そのまま維持するというのではなく、旧4町が存続したとして、その年その年にもらえる交付税額が交付されていくということです。三位一体の改革が16、17、18年度で急速に進んだことにより、交付税総額自体が減額されたためである。との回答でありました。

税務課関係では、委員より、整理組合がなくなり、徴収率が低迷しているように思われる。国保の税率も上がり、今後さらに滞納がふえていくのではないかと危惧される。町職員による徴収ということもあるが、第三者への委託は考えていないのか。今後どういう目標を持って進めていくのか。との質問に対し、集中改革プランにおいて、国保税の徴収率を今後5年間で毎年0.24%ずつ上昇させ、平成22年に15年前の水準に戻すという計画になっております。10月からは滞納整理システムも稼働しますので、きめ細かく接触し、整理された情報を活用し、十分調査した上で徴収対策を実施していきたい。悪質な滞納者に対しては法的な措置も含めた対応も検討していくと考えている。

第三者へ委託しての徴収は現在考えておりません。課員で対応していく。との答弁でありまし

た。

そのほか、空き地、空き家などの税の徴収はどうなっているか。との質問に、空き地、空き家を含めて固定資産税現年分の徴収率98.23%となっている。空き家については住民票がなく、年に二、三回程度利用し、ふるや台所があって生活できるような空き家の所有者に対しては、半住民として固定資産税のほかに住民税である均等割の家屋敷課税をしている。その数は現在400件程度である。との回答でありました。

総合支所関係では、委員より、各総合支所の維持管理費において、空調機器とビル管理の委託料がかなり高額になっているように思うが、軽減措置をとられているか。との質問に、委託業者をすべて調査し、電気工作物保安管理については、18年度は橋支所は民間委託、その他の支所は中国電気保安協会に委託し、一律数パーセントカットでお願いしています。庁舎定期清掃、空調機器・消防設備保守点検・エレベーター点検・ビル管理・浄化槽管理・貯水槽清掃・集合排水施設管理については、それぞれの庁舎で異なるので、それぞれで軽減をお願いしている。との回答でありました。

委員より、工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金について、各支所で金額に差があるが、これらの事業の振り分けは支所長の権限で決めるのか、また、マニュアルがあって、それによっているのか。との質問に、すべて要綱があり、金額が違うのは、例えば久賀は下水がないので集会施設につなぐような事業がないためとか、台風・大雨等の災害時の地域による被害度の違いなどによるものです。との答弁でありました。

議会関係、契約監理課関係については、特に質疑はありませんでした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点、今委員長さんが報告された中で、企画財政にかかわる部分で普通交付税部分、いわゆる企画財政にかかわる審査の中で、普通交付税の部分について触れられた部分、委員からいわゆる合併したら普通交付税が減らないというふうに聞いておったが、実際どうなのかというくだりについて、私の聞き取り違いだったらいけないのでちょっと質疑をしておきたいというふうに思います。

実は、普通交付税は御承知のように対前年で、実際的には普通交付税の方は300万円でしたか、そのぐらい、単純比較は困難ですが一応増と。それで町債の方、いわゆる財源対策債の方、

これが1億5,000万円くらい減というのが対前年度の実績ですね。その中で今委員長が触れられた部分は、本来なら60億円だが71億円というくだりは、それから比較したら11億円少ないんだという比較がありました。その部分について、実際的な企画からの答弁、もう少しわかりやすく答弁を求めておきたいというふうに思います。といいますのが、実際的に合併しようとして実際的には合併前の水準を維持するための特例措置と、交付税の特例部分があって、合併しなかった場合と同様のいわゆる特例があるんです。交付税の中出ですね。それ当然だというふうに思います。ですから何を基準にいわゆる減額されたか。先ほど委員長報告で11億円減額されたというが、11億円 聞き違いかどうかわかりませんが、もう一回そのくだりをちょっと読み上げていただきたいんです。お願いいたします。

議長（新山 玄雄君） だから質疑があってその答弁の内容でお答えいただきながら、それ以上のことは.....

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 広田委員、今の質問ですが、当局からの、執行部からの答弁は、一応4町が存続した場合の交付税額が標準になって、それに対する交付税が年々減っていくけど維持されて交付されるということと。それから、三位一体の改革が急激に進んだために算出方法がきつくなったということで減ったという回答だけです。わかりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう1点は委員長に対する質疑ですから、もう数点聞いておきたいというふうに思うんですが、実は、一般会計と特別会計のくだりでいけば、総務委員会の方が実際的には他会計繰り出し部分は一括して総務委員会が審査するということになっております。それで委員長報告の中では、今実際的にはなかったわけなんです、執行部からの補足説明や委員からの説明、例えば今回6,000万円にのぼるいわゆる不用額が出ておるというふうに思います。その中で、そのくだりの部分で執行部から補足説明、もしくは委員からの質問等はなかったのかどうなのか、その辺を聞いておきたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） その件に関しては、特に委員からの質問もなく答弁もありませんでした。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） もう1点聞いておきますが、これは予算の執行と予算の組み方の問題について質疑をしておきたいというふうに思います。というのが、予備費の流用についてです。いわゆるその予備費の流用について具体的に総務委員会にかかわる部分で、どういう目的で予備費の流用というのは一歩間違えれば予算の議論をあいまいにするという側面があります。ですから、その立場から聞いておきたいんですが、実際的に総務委員会にかかわる部分で予備費の流用、例えば款でいけば2になりますかね、2の部分での流用について具体的に委員からの質

問があったかなかったか、補足説明等があったのかなかったのか、流用について、あったのかなかったのか聞いておきたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 予備費の流用についての質疑も答弁もございませんでした。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので質疑を終結します。

総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、民生常任委員長より委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。安本民生常任委員長。

民生常任委員長（安本 貞敏君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月11日、委員全員の出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分から認定第5号まで及び認定第12号については、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次にそって、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、福祉課関係では、委員より、各保育所における備品購入・改修状況についての質問に対しまして、執行部より、備品については蒲野保育所において冷蔵庫・スポットエアコンを購入、また改修の主なものについては、日良居保育所は、防災カーテンの修繕、蒲野保育所は天井補強による修繕、久美保育所は誘導灯・一輪車等の点検修繕を行った、との答弁がございました。

国の三位一体による福祉の補助事業が一般財源化され交付税対象となった事業の予算化についての質問に対しまして、執行部より、交付税対象事業であることは認識しているが、そのまま予算に反映されるとは限らない、との答弁でございました。

また、敬老会事業の開催において、各地区で開催形態に差異があるが、補助金等において不公平になるおそれはないか、との質問に対しましては、執行部より、開催箇所数は旧町で違うが、補助金については70歳以上高齢者1人当たりで換算しており、不公平にはならないと考えている。との答弁でございました。

その他、各保育所の防犯訓練等の状況について、配食サービスの委託状況について、等の質問がなされました。

健康増進課関係では、委員より、保健師の行く住民サロンは20カ所ということであったが、地域を限定しているのか。2人や3人でもいいのか。との質問に対しまして、執行部より、離島であるとか、離れている地域などには頻回に出向きたいと思っているが、そのほかでも保健師に依頼があったら行っている。要望があれば2人でも3人でも行きたいと思っています。との答弁でございました。

予防接種は、補助があるのか。自己負担はどうか。との質問に対しまして、執行部より、補助はなく町単独です。自己負担についてはインフルエンザだけで、1,050円の自己負担でした。との答弁でございました。

また、訪問看護ステーションは町が運営するのと公営企業局が運営するのとどちらがやりやすいと思われるか。との質問に対しまして、執行部より集中改革プランでは20年度までには病院の方へ移行するとある。医療は日進月歩であり、訪問看護師は実際の臨床現場から何年も離れており、病院にある方がよいのではないかとと思われる。

との答弁でございました。

その他、各検診委託料とその財源内訳について、遠隔医療について、等の質問がなされました。

また、1歳6カ月、3歳児健診は合併後橋で1カ所になっているが、旧町ごとに実施してもらいたい。という要望がなされました。

医療保険課・税務課関係では、委員より、合併協議会での税率改正による軽減は3,500万円程度であったと思うが、その軽減相当額を一般会計から任意分の繰り入れはあったのか。との質問に対しまして、執行部より、国民保険基金より繰り入れで対応した。一般会計よりの繰り入れはない。との答弁でございました。

調整交付金の中に、シマトピアスカイセンターへの金額は入っているのか。との質問に対しましては、執行部より、606万5,000円とあります。との答弁でございました。

その他、国保税の不納欠損について、被保険者異動状況の増減理由について、の質問がなされました。

介護保険課関係では、委員より、保険料の徴収方法、不納欠損を行った事由、滞納した場合の扱いについての質問に対しまして、執行部より、第1号被保険者保険料は、年金天引きによる特別徴収と町に直接納付していただく普通徴収で対応している。第2号被保険者保険料は、国保の被保険者であれば税務課で徴収し、支払い基金を通じて本町へ納付されている。不納欠損は時効による徴収権の消滅によるものである。滞納があった場合は、滞納状況に応じてサービス利用に関してのペナルティーがあります。との答弁でございました。

介護保険給付費の財源内訳は、国・県・町で50%、残り50%が被保険者保険料ということですが、決算書ではそのような比率になっていないのはなぜか。との質問に対しまして、執行部

より、国からの調整交付金が5%の場合に、1号及び2号被保険者保険料の負担が50%である。本町の17年度の交付金は9.5%だったので、その差について第1号被保険者保険料分が少なくなったものである。との答弁でございました。

その他、居宅サービスごとの利用者数、居宅サービス利用者への対応等の質問がなされました。

公営企業局関係では、委員より、病院に対する交付税は各病院同額ですか。との質問に対しまして、執行部より、特別交付税の救急告示病院2,150万円は一律です。患者輸送車運行経費は車1台に対して100万円、普通交付税の病床割は1病床当たり51万9,000円が許可病床数に応じて、企業債償還分は元利償還金額に対して交付されます。また、橘・大島病院には100床未満の病院ですので、1床当たり54万4,000円が特別交付税として交付されます。ただし合併により1町に複数の病院となりましたので、平成21年度までの交付税となります。との答弁でございました。

介護老人保険施設やすらぎ苑は満床状態にもかかわらず損失が出ているがどうしてか。との質問に対しましては、執行部より、介護老人保険施設の現在の採算ベースは80床であり、50床では利益を出すことは困難です。合併以前では、建物・機械器具の交付税相当分を設置町が負担するとのことで開所・運営しておりましたが、合併後一般会計からの繰り入れがなくなった現在では、このような状態です。との答弁でございました。

また、各病院附属の健康管理センター運営について、各所とも大幅な赤字となっているがどうなのか。との質問に対しましては、執行部より、この事業は開始時には国・県の推進事業で運営補助金も2,000万円ありましたが、その後500万円、300万円、150万円と年々補助金が少額となり、現在に至っております。ただ、センターの収支にはあられません、入院外来患者の健康相談、健康教育、各種健診を業務としており、病院にとって必要と考えております。との答弁でございました。

そのほか、企業局の職員定数、高金利の企業債の対処等の質問がなされ、また、大島病院の建て替えについて、今後詳細な資料の提供等の要望をいたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、建設環境常任委員長より委員会審査の経過ならびに結果の報告を求めます。伊東建設環境常任委員長。

建設環境常任委員長（伊東 梅芳君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月11日、委員7名のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分及び認定第6号から認定第9号については、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました準じに沿ってその過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課のうち簡易水道関係では、委員より、水道料の未収額が滞納分・現年分で多額であるがどのようになっているのか、との質問があり、滞納分については、平成17年度は例年の3倍徴収したので減っている。今年度徴収対策班をつくってさらに収納に当たることとしていると説明がありました。

現年分の未収金は減っていないとの指摘に対して、16年は10カ月で17年は12カ月なので差があり、納付された際、古いものから消し込みしていくので現年分はふえているが、17年と18年を比較すれば差はない、との説明でありました。

現年分の収納の補正がふえているが、との質問に対して、収納率が当初予想より上がり収納額がふえたため、との回答でした。未納料金に関する質疑については、分納するものもあり、件数は延べ人数で1,285人、単年度で471人、基本料金だけのものにも督促状を送るようにしているとの説明がありました。また、未納が数カ月たったらどうするのか。時効が2年なら確約書をとるのか、との質問には、督促状を送ることになる。確約書は収納システムで処理するようになるが、分納していれば時効は延長される、とのことでした。時効は2年だが、時効の援用の申し立てをしなければ時効にならない、との説明がありました。

次に、下水道関係では、料金収入が約3,500万円だが、一戸当たりは幾らか。維持費は6,500万円。収支の将来はどのようになるのか。との質問に対して、一戸当たり約4万円となります。収支改善のため料金体制の見直しを今後行っていく、との回答でありました。

合併浄化槽は管理費が6万5,000円だが、これには水道料が入っているか。との質問に対して、水道料は入っていない。下水道使用になれば、水道料とは別に下水道使用料が賦課される、との説明がありました。

次に、下水道使用料は合併槽に比べて安価であり、町の下水道普及率は19%。公平を保つため料金を調整検討すべきである。との意見がありました。これに対して料金検討委員会を立ち上げ検討していく、との回答がありました。

農業集落排水について、17年度完了が18年度へ繰り越した理由は何か、との質問があり、管路施設の現場条件によるルート変更や生活道の交通規制によるもの、との説明がありました。

漁業集落排水については、特に質問はありませんでした。

次に、環境施設課関係では、公共下水道や農漁業集落排水施設が供用されてくみ取りし尿は減少傾向にあると思うが、し尿処理施設にかかる経費はどの程度軽減されているか、との質問に対して、確かにし尿処理施設に搬入されるくみ取りし尿は減少傾向にあるが、現状では集落排水施設や合併浄化槽からの汚泥が多量に搬入されるため、施設の運転経費はほとんど変わっていない、との回答でした。

次に、生活衛生課関係では、火葬場等管理経費で盆の14日に橋斎場の中庭の草が伸びている、との指摘があった。すぐに対処してくれたが、この経費はどこに入るのか。役務費あるいは委託料かの質問があり、清掃とかの委託料については、火葬台の残骨処理や施設内の清掃を委託しているが、中庭などは職員で対処している、との回答でした。斎場の管理費は火葬だけとの話であるが、そういったものも含めて委託してはどうか、との意見があり、清掃委託は旧町単位の形をそのまま継承しているため、中庭とかの清掃などは委託の中に入っていないが、委託方法は建設中の斎場もあわせて考えていかねばならないので、総合的に検討する、との回答でありました。

次に、住宅料関係では、昨年と比べての現状について質問があり、住宅の徴収は文書を出しただけではいけないので、徴収に回っている。行けば1万円とか小額でも払ってくれるが、文書だけでは払ってくれない。水道班と一緒に回っている。金額的には昨年より少なくなっている、とのことでした。

次に、高額となっている滞納者もあると思われるが、その対応はどうなっているか、との質問に対しては、たびたび訪問をし督促を続けているが、まだ入っていないのが実情との回答でした。これに対し、委員より、水道の場合は給水停止をすると聞くと、住宅の未払いの場合の対処は、との質問に、住宅についても17年度に県の要綱に従った法的措置を講じる要綱を作成し、今年度の実効があるように公布した。何カ月か滞納したら退去をうたっており、法的根拠を整備した、との回答がありました。次に、滞納額について、昨年との比較とは、との質問に対して、17年度分の滞納分が678万9,796円である。それを含めて現時点の滞納額は、2,807万5,686円で、職員が昼夜なく努力している、との回答がありました。

次に、住宅へ入る契約の際に、3カ月滞納したら退去してもらおうとかはできないのか、との質問が出されたが、これに対しては、契約の段階でそれを含めて適正かどうかは他の各自治体も契約にないということでありました。

また、昨年の委員長報告の進捗状況であるが、どこまで徴収が進んでいるか、との質問があり、昨年委員長が本会議で総合的に対応との報告で、それについて徴収対策班を4月1日に設置して、

その中で水道、住宅だけでなく、公共料金すべて包括的な管理をしていくというシステムを導入していく予算を18年度で組んで、現在進めているので来年度はかなりよくなるものと思うということでありました。

次に、農林課関係では、農業費の補正予算の減額が大きいですが、減額理由は何か、との質問があり、当初かんきつの改植事業費を計上していたが、平成17年度から町を經由せずに事業を施行することとなったため、当該事業費を減額した、との回答がありました。

次に、有害鳥獣の捕獲数はどれぐらいか、対策にもかかわらず、有害鳥獣の固体数は減っていないのではないかと。また、イノシシ対策についてはどのように考えているのか、との質問に対して、有害鳥獣の捕獲数は全国でもトップレベルで、個体数は、タヌキについては若干減少しているが、予算的に厳しい折、毎年2,000頭分を計上している。イノシシについては、増加していると思われ、平成17年度は77頭を捕獲した。これまでは東和地区からの被害等の通報が多かったが、現在は沖浦地区からの通報が多くなっているため、重点的に対策を実施中であるとの説明がありました。

次に、委託料のうち、黒谷海岸の測量とはどこを測量したのか。また、測量の実施状況はどのようになったのか、との質問があり、海岸と民地との境界等の復元測量を実施し、県所管の一般海岸と町所管の農林海岸が関係しているため、県と共同で実施した。実施状況については、途中地権者の反対により、復元測量を一部完了していない。海岸法18条により強制執行も可能であるが、弁護士とも相談の上今のところ町からの勧告にとどめているところである。県と共同で実施していることもあり、県と足並みをそろえている、との回答がありました。

次に、林道整備事業をとめるのは文珠屋代線なのか。毎年予算化しているにもかかわらず、急にとめるのはなぜか。その理由は何か。との質問があり、それに対しては、文珠屋代線の整備を中止するというのではなく、休止ということであり、再評価委員会の方針でもある。また、突然休止ということではなく、これまでいろいろな経緯をたどったことであり、環境面から設計変更等を余儀なくされており、膨大な事業費の増額が予想されている。この先何億円という町の負担をするだけの費用対効果の有無等が問題であると思う、との説明でした。中山間地域等直接支払い制度は、今回の対策（第二期対策）で終わりか、との質問に対しては、現在実施中の中山間地域等直接支払い制度は第二期対策であり、平成17年度から平成21年度までの5年間実施される。5年間の対策終了後については、現在のところ未定である、との回答でした。

次に、水産課関係では、委員より、漁具倉庫使用料について詳細説明を求め、旧橋町（安下庄、秋、日良居、浮島）にある漁具倉庫203室の使用料で、設置場所によって使用料は違うが、5,000円から6,000円という箇所と1万500円と3区分で、できた年代も大きさも違う、との回答がありました。

次に、棕野漁港の事業は終わっているが、今後の利用計画について質問があり、今後大きな事業は考えていないが、漁具倉庫とか巻上施設とかの事業は利用計画として上げている。海水浴場については、18年度にトイレやシャワーを開けて管理している。港は組合を通して漁業者の方に新しい漁港に移っていただくということを進めながら利用を考えていきたい。漁港は直壁なので、浮き桟橋が必要であるが、巻上施設や漁具倉庫もない中、町の単独費をつぎ込むとなるとなかなか難しく、一度に供用開始ということはかなりの問題がある。環境整備施設もあり、地元との調整をとりながらやっていかねばいけないと考えている、との説明でした。

次に、商工観光課関係では、橘花火大会・お大師堂めぐり歩け歩け大会・久賀夏まつりの旧3町には、80万ずつ補助金があるが、どういう団体に補助するのか。旧東和にはないのか、との質問があり、住民が立ち上げている実行委員会に補助金を出しているが、旧東和には実行委員会はない。旧東和にはロードレース等教育委員会のイベントに予算を回して均衡を図っている旨説明がありました。また、グリーンステイながうらの指定管理者制度の状況についての質問があり、18年度は非公募で行っており、19年度については検討した結果見送っているということでした。その理由の一つとしては、スポーツ施設を他の施設と切り離して指定管理するべきかどうか検討する時間があるとの回答でした。それから、グリーンステイながうら・竜崎温泉等の経費について質問があり、各施設老朽化による修繕箇所が多数あるため経費が増大している、と説明がありました。中小企業従業員住宅管理経費でサンシャインホテルから幾ら家賃が入っているか、との問いに対しては、中小企業従業員住宅使用料として1,809万4,800円歳入、との回答でした。

次に、建設課関係では、屋代処理場(原石山)は今年度で閉鎖予定ということであるが、次の場所は考えてないのか、との質問があり、それに対して他の候補地は町としては考えていない、との回答がありました。また、歳入、歳出だけを比べてみるとプラスになっているが、民間の残土処理場に搬入すれば処理費が高くなり、業者も頭を痛めているが、との質問があり、単年度であればプラスになっているが、トータルで考えれば用地購入費や水路等の防災工事に経費がかかっており、最終的にはプラスマイナスゼロになるように単価が計算してある、との説明でした。

次に、道路新設改良において、繰り越しの工事があるが、その路線と繰り越しの理由は、との質問に対して、当初は繰り越しを考えていないが、例えば河川工事においては、県との協議の上で、渇水期に施工しなければならないという制約があるため繰り越しになった、との回答がありました。

街灯管理事業において、光熱水費が平成16年度に比べて倍になっているが、との指摘に対しては、平成16年度が10月に合併のため、単純に半年分となり、光熱費も半分との説明がありました。それに対し、委員より、平成17年度に旧4町の見直しをしたと聞いているが、現在も

漁港内は道路を照らしている街灯も漁協や関係者が支払っている、との指摘について、平成17年度に総務課で旧4町の見直しをし、自治会で支払うべき箇所は自治会で、また、町で支払うべきものは町で支払うように見直している、と説明がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 竜崎温泉について、2点について質問いたします。

まず、1点は、委託料のうち人件費分に見られる部分、これは清掃業務、事務員、車両運転、常駐設備管理に当たるといふふうに見られます。その中で、額的には2,153万1,000円余りになると思いますが、委託先、いわゆる一括委託という格好で支払い方式になっとるのか、それらについて人数を含めて委員会で詳細説明、もしくは委員からの質疑、これがあつたでしょうかというのが1点目です。

それともう1点は、17年度の事業で同じ竜崎温泉ですが、総合レジスターシステムを導入しました。これ補正予算でついたの御承知のとおりです。その中で、当初は17年分も一応リース料として支払うということで計上されておつたと思いますが、実際的には事務費部分だけが支払い、結果的には決算上は支払いではなかつたかといふふうに思います。その点で、一たん改めてその総合レジスターシステムのリース料について、委員からの質疑や、また詳細説明が執行部からあつたかどうかについて、委員長の方に質問いたします。

建設環境常任委員長（伊東 梅芳君） 申しわけありません。グリーンステイにつきましては、こと細かく説明申し上げましたが、竜崎についてはそういう質問はございませんでした。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 報告書の中の言葉の意味なんですが、時効の援用という報告がありました。援用というのはどういう意味なんですかね。できればどういう漢字を書くのか教えてください。

建設環境常任委員長（伊東 梅芳君） 時効は2年だが時効の援用の申し立てをしなければ時効にならないとの説明がありました。時効という、それは引き継ぐということになるんです。延長するという意味じゃないんですか。時効にならないという。申しわけありません。今説明聞きましたんで、時効を成立するように相手が申し入れるということが援用ということだそうです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので質疑を終結します。

建設常任委員長、御苦労さまでございました。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。

認定第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は認定1号について、まず反対の立場から討論いたします。

私は予算及びこうした決算における討論については、いかに国の悪政の地方自治体として防波堤になることが大事かという点を常に問うてきました。そして、本来地方自治の役割であります住民の暮らしの守り手として周防大島町として発展していく。この方向性を求めてまいりました。今年度、17年度決算の特徴は、一つは、合併後初めての通年予算に対する決算であります。御承知のように、地方自治体というのは国の影響をもろに受けるという側面は否めません。今回17年度における財政的な国の締めつけの点、これは地方交付税と臨時財政対策債、この合計額にあらわれてくるというふうに考えます。この点では約1億2,000万円余りではないかというふうに見ております。

また、一般財源化の流れについて、各委員長、報告されましたが、実際的な影響、これは国保会計にあらわれ、また義務教育費にあらわれ、公立保育所関係にあらわれ、児童手当や児童扶養手当、これらに一般財源化という格好の中であらわれてきます。このあらわれ方は今後の財政のあり方の根幹にかかわる、そのように見ております。私は今回の17年度決算をどう見るかについて討論したいと思いますが、実態はどうだったのか、一方では財政は厳しいというふうに住民に説明しました。合併前のサービスは高い方に、そして負担は低い方に、これは到底約束できないというふうなことも途中言われました。

しかし、そういう説明をしながら決算上はどうかということを見ますと、例えば、大型箱物事業、とりわけ自治体として本当に行う必要があるのかどうなのかという点で疑念の残る旧橘地区の温泉施設の改修工事、御承知のように、全体で7億円余りになります。

そして、また、17年度実施設計だけでありましたが、実際的に星野記念館にかかわる部分、これらが大型部分であります。町長は年度途旧町との約束だからという言い方をされてきました。しかし、これは私はそれだけでは済まない問題があるという点を明らかにしたいと思います。すなわちこれらの大型施設は、将来の維持管理費及び借入れに対する元利償還を考えれば、年間数千万円になってくるというふうな考えます。今の町民の実態、これは生活苦が続いているという状況であります。また、町民から見れば地域が日々疲弊しているというふうに町民は憂えています。だったら後年度にそれだけの一般財源を支出する余裕があるのなら少なくとも国民健康保険税等の軽減対策に回してほしい、そういう声は当然でありますし、合併後減少、例えばお年よ

りの楽しみにしておった敬老祝い金等の減少、そして、また旧大島町で行っていた在宅介護見舞金、これらはカットする必要はないし、社会的必要性の中で活動されておられます婦人会や老人会、これの減額、これは必要ないというふうに考えます。このように見ていけば、本当に町長が財政は厳しいという反面、実は町民の方に向けては厳しいと言うが、その建設部門については決して厳しいという方向ではなかったということを明らかにし、反対討論といたしたいと思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 賛成討論をさせていただきます。

地方自治体を取り巻く状況は、国が進めている三位一体の2年目に当たり、国庫補助金の一般財源化や地方交付税の削減など、その実態は大変厳しく先行き不透明さを実感した年でした。このような中、周防大島町として新町、まちづくりに向けて平成17年度は初めての通算予算編成となり、厳しい財政状況の中、新町建設計画に配慮し、緊急性の高い事業を優先し時代のニーズを適格にとらえた工夫と努力が見られ、町民中心の財政運営に努められたことに対し大いに評価するものであります。

しかしながら、人口減少、高齢社会では町民1人当たりの税の負担能力は年々低下の一途をたどる予想をされ、今後はこのような現実を踏まえ人口の減少とともに財政規模が縮小していくような構造への対応が必要であると思われまます。したがって、町長の指揮のもと、総合計画、行政改革大綱、集中改革プランを確実に推進し、引き続き財源の確保と効率的な予算配分で町民福祉向上に一層の行財政改革の推進を求められ、町の将来像である「元気にここに安心」で21世紀に羽ばたく先進の島が実現されることを期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第1号平成17年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。11時まで休憩します。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

議長（新山 玄雄君） それではおそろいのようにありますので、再開をいたします。

認定第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 国保会計について反対の立場から討論いたします。

私は国保会計についてはたびたび指摘してきておりますが、国保制度存在そのもの、これは憲法に基づく「健康で文化的な生活」をどこの地域におっても受けることの権利、いわゆる医療の面で支える制度であります。制度の特徴としては、高齢者の方々や、そして他の医療保険に加入していない、全体としては例えば低所得者の方が多く加入するという特徴が制度上あります。当然今の矛盾として、医療費に対する国の負担割合の変更で地方自治体や国保加入者に財源負担がかかっているのが大きな特徴であります。私は国保会計は町民の命にかかわる、この立場で議論してきました。17年度においては合併により3,500万円余りの引き下げ、これは約束どおり実施されました。これは世帯当たりでは4,384円、そして1人当たりでは2,572円に当たるといふふうに考えております。この額を少なくとも任意分として独自に繰り入れれば少なくとも18年度、この大幅引き上げには私はつながらなかったというふうに考えます。

もう1点、国保税徴収についてであります。執行部の示した資料を見れば、短期保険証及び資格証明書の発行で税の取り立てを行うかのような表現があります。これは憲法の立場を否定する行為である、この点を厳しく指摘し反対討論としたいというふうに考えます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核として国民保険制度の基盤となるべく重要な役割を担い、住民の医療の確保と健康の保持増進に貢献し、安心と生活の安定に重要な役割を果たしています。

しかし、被保険者の高齢化、無職、低所得者の増加等社会的・経済的に弱い立場の方々を受け入れるという国保制度が掲げる高度的な要因により財政運営は厳しくなっていますが、特別会計での独立採算の原則に基づき健全な決算と認められます。なお、保険税の収納率向上や医療費適正化に今後も一層の努力をお願いし、国民健康保険特別会計決算の認定に賛成いたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第2号平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第3号平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第4号平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第5号平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第6号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第7号平成17年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第8号平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第9号平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第10号、平成17年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第11号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第11号平成17年度周防大島町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

認定第12号平成17年度周防大島町公営企業局事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

認定第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

起立による採決を行います。

認定第13号平成17年度山口県東部地方税整理組合一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

日程第14．議案第1号

日程第15．議案第2号

日程第16．議案第3号

日程第17．議案第4号

日程第18．議案第5号

日程第19．議案第6号

日程第20．議案第7号

日程第21．議案第8号

日程第22．議案第9号

日程第23．議案第10号

日程第24．議案第11号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第24、議案第11号平成17年度周防大島町公営企業局事業余剰金処分についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に、質疑はすべて終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の補正予算、私は質疑のときにも述べましたけど、9月補正のあり方の問題について議論しました。その中で、確かに今回の補正部分、上乘せ部分については、例えば環境整備等については増額されております。しかし、実際的に18年度当初予算から見れば、かなりの不用部分、これが大幅にカットされております。この点から見れば私はもっともとに戻すことができる財源は十分ある。また、基金の積み立てについても、例えばいろんな

やり方によっては基金の増減で実際的に私は予算上は可能であるという立場をとっております。その立場から実際的にはこの補正、一般会計補正予算については反対の立場を明確にしたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この案件については、中身を見てもらえばわかるように、合併後初めて町独自の任意分の増額という部分が入っております。しかし、私は当初予算、御承知のように大幅な引き上げがされました。そのとき討論の中で、実際これだけの大幅な引き上げは必要ないという討論をしました。仮に今回17年度の部分、そして18年度、今回の補正で私はあれだけの大幅な引き上げ、これはしなくて済んだんだという立場をとっております。その立場から反対としたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第3号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第4号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第5号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第6号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第7号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第8号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第9号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第10号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第 11 号平成 17 年度周防大島町公営企業局事業余剰金処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 25 . 議案第 35 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 25、議案第 35 号平成 18 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、本日追加提出いたしました議案第 35 号平成 18 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）について補足説明をいたします。

追加補正つづりの 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 1 9 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 1 6 2 億 2 8 7 万 1,000 円とするものであります。

その主なものにつきまして、事項別明細書により御説明をいたします。9 ページをお開き願います。

まず、歳出についてであります。9 款の教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費におきまして、僻地等における教育の振興を図るための調査研究事業 8 3 万 6,000 円、わかる授業実現のための教員の指導力向上プログラム事業 2 9 3 万 7,000 円を新規計上するものであります。いずれの事業も 9 月に入りまして、地域指定の内示があり、10 月から調査研究事業に取り組むため、今回補正を行うものであります。

僻地等における教育の振興を図るための調査研究事業は、県からの委託により、情島小中学校を対象に地域で生きる子どもたちの現状と課題を明確にし、豊かな人間関係を築く僻地教育の充実をテーマに、県と共同で研究を行うものであります。

わかる授業実現のための教員の指導力向上プログラム事業は、町内 14 小学校のうち 9 校に複式学級があり、今後も増加する見込みの複式学級の指導においては、同時に複数の学級を指導する必要があるため、その方法に工夫と高度な技術が要求されます。

そこで、複式指導の問題点を明らかにし、複式指導の改善事例集を作成し、複式指導の改善や教師の指導力向上に資することを目的に、国からの委託を受け実施するものであります。

10ページでございますが、12款の諸支出金は、下水道事業特別会計への繰り出し金を242万6,000円追加しております。当初予算におきまして、消費税の還付を100万円と見込んでおりましたが、このたびの確定申告により逆に142万6,000円の納付が必要となったことに伴うものであります。

7ページに返っていただきたいと思いますが、歳入につきましては、教育関係の事業はいずれも国・県からの100%委託事業であり、教育費国庫委託金293万2,000円、教育費県委託金83万3,000円を追加計上し、財源調整といたしまして、財政調整基金を243万4,000円取り崩すこととしております。

以上が議案第35号平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決をいただきますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 今補足説明の中で、事業の中身については補足があったわけなんですけど、実際的に予算の組み方として、費用弁償44万9,000円、この考え方及び旅費18万8,000円、そして事務費購入、これが198万2,000円というふうな計上になっておりますが、中身についてどういうふうに考えて計上されたのか質問しておきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) 布村教育次長。

教育次長(布村 和男君) お答えをいたします。わかる授業等のプログラムの中の旅費であります。費用弁償については研究推進委員会等の出席の旅費をここに充てております。あわせて視察の調査の旅費があります。普通旅費につきましては、施設の調査等への旅費ということでございます。で、消耗品につきましては、需用費の中でございますが、コピー用紙なり参考図書の購入ということに充てております。

もう1点の使用料等につきましては、教材作成に伴うパソコンやデジタルカメラ等の借上料が198万円を計上いたしております。

以上でございます。

議長(新山 玄雄君) 広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 確かに補助事業なんで単価的にこういうはじきになるのかなというふうには見えますが、実際的に費用弁償で例えば何人分でどういう形を組んでおるとか、実際的に普通旅費で組んだのは大体どういうところに行くんだと、それを基本にベースに予算計上したんだという具体的には今から取り組んでいくと思うんですが、予算計上はどのような形の中

で予算計上したのかという点なんです。答弁を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 今の豊かな人間関係を築く僻地教育の充実を目指してという部分ですが、旅費としては、例えば九州大学から講師、大学の先生を2人お招きする、あるいは先進校視察をして徳島県、あるいは山口県の柚木小学校等々、そういうふうなところに教員が出かけて行く、あるいは児童生徒が交流学習会をするのですが、そういう旅費であるとか、あるいは企画委員会等々があるわけですが、そういうふうなところを今計画しております。

それから、わかる授業実現のための教員の教科指導の向上プログラムの方は、これは大島郡の先生方を今僻地の教育、あるいは複式教育で進んでおられると思われておるのが沖縄県、あるいは北海道、あるいは和歌山、鹿児島という、そういうふうなところに今文部省の補助金で大島郡の先生方を行っていただく。それから今度は研究推進委員会というので、これが推進委員が現在のところ12名いると思いますが、それがそれぞれ研究の推進委員会を開く旅費、あるいはコンピューターの中にいろいろな資料を取り入れる旅費、そういうふうなものに予算として組んであります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第35号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26・議案第36号

議長（新山 玄雄君） 日程第26、議案第36号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 議案第36号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正

予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に146万2,000円を追加し、予算の総額を4億8,300万9,000円とするものであります。下水道事業特別会計の平成17年4月1日から平成18年3月31日にかかる消費税の確定申告に伴うものでございます。18年度当初予算におきましては、消費税は前年と同水準で推移するものと見込み、諸収入として消費税還付金100万円を計上したところであります。しかしながら、確定申告の結果、消費税114万800円、地方消費税28万5,200円、合計142万6,000円の納付となったところでございます。したがって、歳入では17ページ記載のとおり消費税還付金100万円を減額し、一方、歳出では18ページ記載のとおり消費税142万6,000円を計上するものでございます。

なお、一般会計からの繰入金により財源調整を行ったところでございます。

以上が議案第36号についての補足説明でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第36号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第27、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣したいと思っております。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 平村 真成

署名議員 魚谷 洋一

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員